

**長野県内水面漁場管理委員会指示第7号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。

平成20年2月28日

長野県内水面漁場管理委員会会長

沖野 外輝夫

**1 指示内容**

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいを採捕した者は、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、公共用水面等から生きたままこいを持ち出していくはならない。

**2 指示の期間**

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

内水面漁場管理委員会事務局

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年2月28日

長野県知事 村井 仁

**1 申請のあった年月日**

平成20年2月5日

**2 申請に係る特定非営利活動法人の名称**

特定非営利活動法人新規就農支援センター

**3 代表者の氏名**

寺島 康夫

**4 主たる事務所の所在地**

上田市八木沢伊勢免930番地

**5 定款に記載された目的**

この法人は、新規就農従事者、農業事業関係者に対して農業に関するトータル事業（育苗、栽培、防除、収穫、販売）を教え、また農業関連資材の試験事業を通じ、環境保全型農業を考え、職業能力の開発拡充又は独立の機会、雇用機会の拡充を支援しながら就農を促し、農業に対する理解を深める活動をし、農業の担い手を育成しながら地域農業の活性化、食の安心、安全に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月28日

長野県知事 村井 仁

**1 入札に付する事項**

- (1) 借入をする物品等及び数量  
行政情報ネットワーク接続用機器 一式

**(2) 物品等の特質**

入札説明書及び仕様書によります。

**(3) 借入期間**

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

**(4) 借入場所**

入札説明書及び仕様書によります。

**(5) 入札方法**

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

**3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先**

長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県企画局情報政策課

電話 026（235）7071

**4 入札手続等**

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月11日（火）午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎108号会議室

- (3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (6) 契約書作成の要否

必要とします。

## (7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

## 5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

情報政策課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月28日

長野県知事 村井 仁

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

平成20年度長野県庁・長野合同庁舎一般廃棄物処理業務委託

## (2) 役務の特質

長野県庁及び長野合同庁舎から排出される一般廃棄物の収集並びに長野市清掃センターへの運搬作業

## (3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

## (4) 履行場所

長野県庁舎（長野市大字南長野字幅下692-2）

長野合同庁舎（長野市大字南長野南県町686-1）

## (5) 入札方法

入札金額は、別に仕様書において示す年間予定排出量に基づき、入札者が設定した一般廃棄物1キログラム当たりの単価を記載してください。落札者の決定は、当該年間予定排出量の処理の対価を、入札書に記載された入札金額に従って計算した契約期間中の一般廃棄物処理料の総額で行いますので、入札金額と併せて一般廃棄物処理料の総額を記載してください。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野市長から廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の許可を受けた者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026（235）7045

## 4 入札手続等

## (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月19日 午前9時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎105号会議室

## (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年3月10日（月）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合、又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

## (10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

## 5 その他

## (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該

契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

管財課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月28日

長野県知事 村井 仁

**1 入札に付する事項**

(1) 調達をする役務

平成20年度長野県産業廃棄物処理業務委託

(2) 役務の特質

長野県から排出される産業廃棄物の収集、運搬及び処分にかかる業務

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁舎

(5) 入札方法

入札金額は、別に仕様書において示す年間予定排出量に基づき、入札者が設定した産業廃棄物1立方メートル当たりの単価を記載してください。落札者の決定は、当該年間予定排出量の処理の対価を、入札書に記載された入札金額に従って計算した契約期間中の産業廃棄物処理料の総額で行いますので、入札金額と併せて産業廃棄物処理料の総額を記載してください。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野市長から廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の許可を受けた者であり、かつ、長野県知事又は長野市長から同条第6項の許可を受けた者であること。

**3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ**

先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026（235）7045

**4 入札手続等**

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月19日 午前11時

イ 場所 長野県庁 西庁舎105号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年3月10日（月）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

**5 その他**

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

管財課

**公告**

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

平成20年2月28日

長野県知事 村井 仁

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
根羽川漁業協同組合	下伊那郡根羽村1762	内共第10号

2 変更の内容

根羽川漁業協同組合遊漁規則第5条の表中

栃の木渕から長渕	周 年
かぶらせ橋から井台	周 年
陣馬橋から島の谷川の合流点	周 年
ハジカミ沢出合いから山の神沢合流点	周 年
ぐみの元吊橋から黒淵	周 年
下の箱淵から源左切沢合流点	周 年
とどみき淵から八丁平橋	周 年

を

栃の木渕から長渕	周 年
下の箱淵から源左切沢合流点	周 年

に、

八丁平橋から岩名沢上流	周 年
-------------	-----

を

八丁平橋から岩名沢上流	周 年
中の沢	周 年
ワナバ沢	周 年
桂小屋沢	周 年

に改める。

3 変更後の遊漁規則の施行日

平成20年2月21日

園芸特産課

**公告**

県営御影用水地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成20年2月28日

長野県知事 村井 仁

1 土地改良事業の名称

県営かんがい排水事業

2 工事の着手年月日

平成9年11月5日

3 工事の完了年月日

平成19年3月20日

農地整備課

**公告**

県営布施地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成20年2月28日

長野県知事 村井 仁

1 土地改良事業の名称

県営土地改良総合整備事業

2 工事の着手年月日

平成13年12月11日

3 工事の完了年月日

平成19年5月15日

農地整備課

**公告**

県営大深山地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成20年2月28日

長野県知事 村井 仁

1 土地改良事業の名称

県営畠地帯総合整備事業

2 工事の着手年月日

平成10年9月28日

3 工事の完了年月日

平成19年5月18日

農地整備課

1 土地改良事業の名称

県営かんがい排水事業

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、飯田都市計画公園に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり飯田都市計画公聴会を開催します。

平成20年2月28日

長野県知事 村井 仁

**1 開催日時及び場所**

- (1) 日 時 平成20年3月24日（月）午後7時00分から
- (2) 場 所 飯田合同庁舎 講堂（飯田市追手町2-678）

**2 都市計画の変更案の概要****(1) 都市計画公園の変更案**

飯田都市計画 6・5・1号 飯田運動公園

昭和56年長野県告示838号の土地の区域の一部を変更します。

**(2) 変更案の閲覧**

公告の日から平成20年3月21日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

**3 公述申出について**

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載して文章（以下「公述申出書」という。）を提出してください。

**(1) 公述申出のできる者**

都市計画案に係る区域内の住民その他利害関係を有する者

**(2) 公述申出期間**

公告の日から平成20年3月13日（木）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）

**(3) 公述申出書の提出先**

長野県土木部都市計画課、飯田建設事務所整備課、飯田市都市・地域計画課

**(4) 公述申出書の様式**

別紙様式のとおり

**4 公述人の選定**

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

**5 その他**

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。



**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月28日

長野県松本地方事務所長 鎌田 泰太郎

**1 入札に付する事項**

## (1) 借入等をする物品等及び数量

カラー電子複写機3台（付属機器及び消耗品を含みます。）

## (2) 物品の特質

入札説明書によります。

## (3) 借入等の期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

## (4) 納入場所

松本市島立1020

長野県松本合同庁舎（詳細は、入札説明書によります。）

## (5) 入札方法

複写1回当たりの単価について行います（詳細は、入札説明書によります。）。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当する者であることとします。

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

## (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」及び「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

## (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

## (4) 借入をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

**3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先**

松本市島立1020

長野県松本地方事務所地域政策課

電話 0263（40）1955

**4 入札手続等**

## (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月12日（水）午後1時

イ 場所 長野県松本合同庁舎 205号会議室

## (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年3月6日（木）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

**5 その他**

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県松本地方事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

管財課

**公告**

駒ヶ根市東部土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成20年2月28日

長野県上伊那地方事務所長 宮坂正巳

## 理 事

## 新 任

氏 名	住 所
吉瀬 奉明	駒ヶ根市中沢779番地1

林 吉秋	駒ヶ根市中沢1435番地
------	--------------

塩沢 昌寿	駒ヶ根市中沢2039番地
-------	--------------

竹村 隆	駒ヶ根市中沢3501番地
------	--------------

宮下 則男	駒ヶ根市中沢4782番地
-------	--------------

北沢 昭二	駒ヶ根市中沢8135番地
-------	--------------

下島 典勝	駒ヶ根市中沢12707番地1
-------	----------------

宮下 一成	駒ヶ根市東伊那3487番地
-------	---------------

馬場 敏弘	駒ヶ根市東伊那5156番地
-------	---------------

## 重 任

氏 名	住 所
-----	-----

林 球志	駒ヶ根市中沢6533番地
------	--------------

春日和夫 駒ヶ根市中沢9555番地  
 下平利紀雄 駒ヶ根市中沢10277番地  
 上村秀一 駒ヶ根市中沢11899番地  
 山岸峻 駒ヶ根市東伊那1084番地  
 新井佑幸 駒ヶ根市東伊那3028番地  
 宮北修治郎 駒ヶ根市東伊那6398番地

## 退任

氏名	住所
吉瀬智康	駒ヶ根市中沢773番地
北原儀平	駒ヶ根市中沢1204番地1
竹村紀和	駒ヶ根市中沢2858番地
木下功	駒ヶ根市中沢3479番地1
林高文	駒ヶ根市中沢4655番地
北沢孝男	駒ヶ根市中沢8130番地
下平賢一	駒ヶ根市東伊那4450番地1
湯沢国夫	駒ヶ根市東伊那5923番地1

## 監事

## 新任

氏名	住所
唐沢一夫	駒ヶ根市東伊那868番地

## 重任

氏名	住所
竹村豊平	駒ヶ根市中沢2831番地
森保茂	駒ヶ根市中沢3417番地2

## 退任

氏名	住所
市村義一	駒ヶ根市東伊那4277番地

農地整備課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月28日

長野県安曇野建設事務所長 仁科光晴

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

平成20年度犀川安曇野流域下水道維持管理事業に伴う汚泥収集運搬業務委託 4,600トン（予定数量）

## (2) 役務の特質

下水道汚泥の収集運搬

## (3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

## (4) 処分汚泥発生場所

安曇野市豊田沢6709

犀川安曇野流域下水道安曇野終末処理場

## (5) 入札方法

1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額

を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定により、長野県知事及び積卸しをする場所を管轄する都道府県知事等から産業廃棄物の収集及び運搬の業（汚泥）の許可を受けた者であること。

(5) 当該業務を安定的に実施する体制が整備されている者であること。

## 3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

## (1) 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成20年2月28日から平成20年3月10日までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで

## (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

安曇野市豊田沢4960-1

長野県安曇野建設事務所 総務課

電話 0263(72)8880

## 4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月19日 午前11時

イ 場所 長野県安曇野庁舎 2階201号会議室

## (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記2の(4)の資格を有することを証する書類その他入札説明書に定める書類を同入札説明書に定められた期限までに上記3の(2)の場所に提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県安曇野建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができます。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

生活排水対策課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月28日

長野県長野建設事務所長 吉池茂昭

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

モノクロレーザープリンター 6台（附属機器及び消耗品を含みます。）

(2) 物品等の特質

入札説明書のとおりです。

(3) 借入期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

長野県長野合同庁舎

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35

号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野南県町686-1

長野県長野建設事務所 総務課

電話 026（234）9537

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月13日（木）午前11時

イ 場所 長野県長野合同庁舎 504号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望するものは、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年3月10日（月）午後3時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県長野建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

土木政策課